

低圧電力実施要綱

株式会社さくら新電力

目次

I. 本 則	1
1. 適用範囲	1
2. 本実施要綱の変更	1
3. 供給電気方式、供給電圧および周波数	1
4. 契約負荷設備	2
5. 契約電力	2
6. 季節区分	3
7. 電気料金	3
8. 使用電力量の算定	4
9. その他	4
附 則	4

I 本 則

1 適用範囲

- (1) 低圧電力実施要綱（以下、「本実施要綱」といいます。）は、電気需給約款（低圧）（以下、「需給約款」といいます。）とともに、一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他供給条件（以下「託送約款等」といいます。）にもとづき、本実施要綱 1（2）の地域のお客さまが動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する場合に適用します。
 - (a) 契約電力が原則として50キロワット未満とします。
- (2) 本実施要綱は、次の地域に適用します。

ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は除きます。
青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

2 本実施要綱の変更

- (1) 当社は、次の場合に民法の規定にもとづき本実施要綱を変更することがあります。

この場合、契約期間中であっても、変更後の実施要綱によります。

 - ア 託送約款等が改定または法令・条例・規則等の制定・改廃に伴い、それをふまえた実施要綱への変更が必要な場合。なお、本実施要綱の変更までの間、本実施要綱での託送約款等は変更後の託送約款等によります。
 - イ 消費税および地方消費税の税率が変更により電気料金に変更が必要な場合
 - ウ 社会の変化等により当社へ大きな影響を及ぼす事象の発生その他当社が必要と判断した場合。
- (2) 本実施要綱の変更方法は、お客さまに対し、事前に変更する事項をお知らせし、変更後も変更した事項をお知らせします。ただし、変更とされない事項はお知らせを省略することがあります。本実施要綱の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない変更の場合には、事前に変更事項の概要のお知らせのみとする場合があります。
- (3) 本実施要綱の変更の場合のお客さま等へお知らせする方法は、変更した事項を書面の交付、電子メールの送信または当社ホームページへの掲載等によります。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200

ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

4 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

5 契約電力

契約電力は、次のいずれかによって算定した値により設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社への契約を切り替える場合には、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。この場合は、他の小売電気事業者との間で契約電力の算出の基礎とした負荷設備を、当社との需給契約においても契約負荷設備として取り扱うものとします。

- (1) 契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、需給約款別紙3（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の（a）の係数を乗じてえた値の合計に（b）の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できる遮断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は次項（2）の（a）または（b）に準じて算定し、本項（b）の係数を乗じないものいたします。

(a) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

(b) (a) によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

- (2) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望する場合には、契約電力は、(1)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

- (a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\frac{\text{契約主開閉器の}}{\text{定格電流 (アンペア)}} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は200ボルトとします。

なお、契約電力を算定する場合は力率（100%といたします。）を乗じます。

- (b) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\frac{\text{契約主開閉器の}}{\text{定格電流 (アンペア)}} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

なお、契約電力を算定する場合は力率（100%といたします。）を乗じます。

6 季節区分

季節区分は、次のとおりとします。

- (a) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

- (b) 他季

毎年10月1日から翌年6月30日までの期間をいいます。

7 電気料金

1月の電気料金は、以下の定める基本料金、電力量料金および需給約款別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としなす。ただし、電力量料金は、需給約款別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価額が需給約款別紙1（燃料費調整）

（1）ロに定める31,400円（以下、「31,400円」といいます。）を下回る場合は、需給約款別紙1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給約款別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、需給約款別紙1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料調整額を加えたものとします。

- (a) 基本料金

基本料金は、1月につき、お客さまとの個別協議のうえ定めた1キロワットの単価に契約電力を乗ずる額とします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合は、

1キロワットの基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、1月につき、下記季節区分ごとにお客さまとの個別協議のうえ定めた単価に使用電力量を乗じて算定します。

夏 季 料 金	1 kWhにつき
他 季 料 金	1 kWhにつき

8 使用電力量の算定

電気料金の算定期間の季節別の使用電力量は、季節別に、30分ごとの使用電力量の料金の算定期間での合計によりえた値とします。また、料金算定期間の使用電力量は、季節別の使用電力量の合計によりえた値とします。

9 その他

- (1) 当社の料金算定の際、日割計算が必要となる場合には、需給約款20（日割計算）に準じます。
- (2) 料金や電力使用量等に端数が発生した場合には、需給約款3（単位および端数処理）に準じます。
- (3) 変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。
- (4) 本実施要綱に記載のないその他の事項については、需給約款によるものとします。

附 則

1 実施期日

この本実施要綱は、2020年12月1日から実施します。